

令和5年度(最終版)  
第二種自動車系 自動車車体整備科  
見直し提案(新旧対照)

- ・別表第二
- ・教科の細目
- ・設備の細目
- ・技能照査の基準の細目

本提案は基礎研究会において審議した見直し案であり、改正は本提案を踏まえ厚生労働省で審議されるものであること。



職業能力開発促進法施行規則 別表第二

H29年度						R4及びR5基礎研究会見直し (改正通達による見直しを含む)			
訓練科		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)	設備		訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の範囲	教科	訓練期間及び訓練時間(単位は時間とする。)
訓練系	専攻科				種別	名称			
9 第二種自動車系	自動車車体整備科			訓練期間 2年 訓練時間 総時間 2,800	建物その他の工作物	教室 実習場			訓練期間 2年 訓練時間 総時間 2,800
					機械	自動車整備用機械類			
					その他	器工具類 計測器類 製図器及び製図用具類 教材類			
		自動車の整備及び検査における基礎的な技能及びこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 ○1 生産工学概論 ○2 電気及び電子理論 ○3 材料 ○4 自動車の構造及び性能 ○5 自動車の力学 ○6 製図 ○7 燃料及び潤滑油 ○8 安全衛生 ○9 関係法規	390			自動車の整備及び検査における基礎的な技能及びこれに関する知識	一 系基礎 1 学科 ○1 生産工学概論 ○2 電気及び電子理論 ○3 材料 ○4 自動車の構造及び性能 ○5 自動車の力学 ○6 製図 ○7 燃料及び潤滑油 ○8 安全衛生 ○9 関係法規	390
		自動車の整備及び検査における基礎的な技能及びこれに関する知識	2 実技 ○1 測定基本実習 ○2 工作基本実習 ○3 安全衛生作業法	80			自動車の整備及び検査における基礎的な技能及びこれに関する知識	2 実技 ○1 測定基本実習 ○2 工作基本実習 ○3 安全衛生作業法	80
		自動車の車枠及び車体の整備及び検査における技能及びこれに関する知識	二 専攻 1 学科 ○1 車枠及び車体の構造 ○2 機器の構造及び取扱法 ○3 自動車整備法 ○4 車枠及び車体整備法 ○5 検査法	290			自動車の車枠及び車体・電子制御装置の整備及び検査における技能及びこれに関する知識	二 専攻 1 学科 ○1 車枠及び車体・電子制御装置の構造 ○2 機器の構造及び取扱法 ○3 自動車整備法 ○4 車枠及び車体・電子制御装置の整備 ○5 検査法	290
		自動車の車枠及び車体の整備及び検査における技能及びこれに関する知識	2 実技 ○1 自動車整備実習 ○2 車枠及び車体整備実習 ○3 検査実習	880			自動車の車枠及び車体・電子制御装置の整備及び検査における技能及びこれに関する知識	2 実技 ○1 自動車整備実習 ○2 車枠及び車体・電子制御装置の整備実習 ○3 検査実習	880 ↓ 900

## 自動車分野 教科の細目 新旧対照 (赤字は修正、削除、青字は追加の語句)

第二種自動車系 自動車車体整備科		現行(H29年度)		国交省 一養車体 A	R5 一養基準	R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)		見直し理由
教科の科目		訓練時間	教科の細目	標準時間	標準時間	訓練時間	教科の細目	
系基礎学科	1 生産工学概論	10	作業改善、作業効率、在庫管理、品質管理	—		10		
	2 電気及び電子理論	40	電気回路、半導体、論理回路	○		40		
	3 材料	10	金属材料、非金属材料、表面処理、熱処理、塗料	—		10		
	4 自動車の構造及び性能	240	自動車の性能、ガソリン機関、ディーゼル機関、ハイブリッド(HV)、電気自動車(EV)、フレーム及びボデー、動力伝達装置、サスペンション及びアクスル、ステアリング装置、ブレーキ装置、電気装置、ホイール及びタイヤ、ホイールアライメント、電子制御装置	○		240	自動車の性能、「ガソリン機関、ディーゼル機関、 <b>モータ</b> 」(以下「エンジン等」という)、ハイブリッド(HV)、電気自動車(EV)、 <b>二輪車</b> 、フレーム及びボデー、動力伝達装置、サスペンション及びアクスル、ステアリング装置、ブレーキ装置、 <b>電気装置電装</b> 、ホイール及びタイヤ、ホイールアライメント、電子制御装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>EV化に伴い、原動機にモータを追加し、R5国交省通達97号に従って、「エンジン等」と表記する。</li> <li>資格が3級又は2級自動車整備士(総合)に変わること、国土交通省の養成施設の指定基準「教育計画」に二輪車の内容が含まれるため、二輪車を追加。また国交省の「二輪車」追加の見解による。</li> <li>電気装置を電装に統一。</li> </ul>
	5 自動車の力学	40	基礎的な原理法則、自動車の諸元	○		40		
	6 製図	10	製図一般事項、用器画法、機械製図、自動車配線図、CAD概論	○		10	製図一般事項、 <b>用器画法、機械製図</b> 、自動車配線図、 <b>CAD概論、自動車部品図</b>	職種の業務に沿う内容に修正。用器画法と機械製図を削除し、自動車部品図を追加。なおCAD概論はH25に削除済
	7 燃料及び潤滑剤	10	燃料と燃焼、潤滑と潤滑剤	○		10		
	8 安全衛生	10	産業安全、労働衛生、労働災害、関係法規	—		10		
	9 関係法規	20	道路運送車両法、自動車点検基準、道路運送車両保安基準、自動車NOx・PM法	10		20		
系基礎学科合計		390		○100+10		390		
系基礎実技	1 測定基本実習	40	排気、振動、動力、騒音、照度、電気装置測定、寸法測定、排気ガス、動力、騒音、電気測定	10	×	40	<del>排気、振動、動力、騒音、照度、電気装置測定、寸法測定、排気ガス、動力、騒音、電気測定、振動</del>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H25に削除された振動を戻す。(国交省に揃える)→R4研究会</li> <li>R5研究会→第97号により振動を外す</li> </ul>
	2 工作基本実習	20	板金加工、溶接、塗装、研磨、作業用機器と用具の取扱い	10	×	20		
	3 安全衛生作業法	20	安全衛生作業、保護具、整理整頓、応急処置	—	—	20		
	系基礎実技合計		80				80	
専攻学科	1 車枠及び車体・電子制御装置の構造	30	材料、力学、構造、機能	30		30	車枠及び車体並びに電子制御装置の材料、力学、構造、機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>車枠及び車体、電子制御装置を追加</li> <li>通達第97号の教科名変更により「電子制御装置」を追加</li> </ul>
	2 機器の構造及び取扱法	10	整備作業機器、計測及び点検機器	10	×	10		
	3 自動車整備法	45	エンジン整備、シャシ整備、電装整備	45		45	エンジン等整備、シャシ整備、電装整備、 <b>二輪車整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の理由で二輪車整備を明記</li> <li>「エンジン等」に修正</li> </ul>
	4 車枠及び車体・電子制御装置の整備法	200	整備、板金、塗装、損傷診断	200		200	車枠及び車体並びに電子制御装置の整備、板金、塗装、損傷診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>車枠及び車体、電子制御装置を追加</li> <li>通達第97号の教科名変更により「電子制御装置」を追加</li> </ul>
	5 検査法	5	総合検査	5		5		
	専攻学科合計		290		290		290	

専攻実技	1	自動車整備実習	190	シャシ整備、電装整備	190(エンジン整備除く)	190	シャシ整備、電装整備、 <b>二輪車整備</b>	・上記の理由で二輪車整備を明記
	2	車枠及び車体・ <b>電子制御装置</b> の整備実習	670	点検、分解、組立、調整・工作、検査、板金、塗装、損傷診断	670	670 ↓ 690	車枠及び車体並びに <b>電子制御装置</b> の点検、分解、組立、調整・工作、検査、板金、塗装、損傷診断	・車枠及び車体、電子制御装置を追加 ・通達第97号の教科名変更により「電子制御装置」を追加 ・通達第97号の実技(+20)を追加
	3	検査実習	20	総合検査	20	20		
	専攻実技合計		880		880		900	
					学科400 実技900	学科400 実技900	学科680 実技980	参考:3級整備士+車体1年→学科235時間、実技690時間、2級整備士+車体1年→学科230時間、実技670時間 ※国交省第97号では測定基本実習(10H)と工作基本実習(10H)が基準から外れた。実習の計は900Hと同じなので、電子制御装置の細目が増えた「車枠及び車体・電子制御装置の整備実習」を20H増加させることとする。 ※学科は系基礎390H+専攻学科290H、合計680H、うち国交省基準に対応するは系基礎(2,4,5,6,7,9)360H、専攻学科(1,3,4,5)280Hの <b>合計640Hとなり国交省の基準を満たす。(黄色網掛け)</b> ※実技は系基礎実技80H、専攻実技900Hの合計980H、うち国交省基準に対応するは専攻実技 <b>900Hとなり国交省の基準を満たす。(黄色網掛け)</b> ※第109号改には自動車車体整備科が含まれていない。
							学科640 実技900	

	国交省旧基準から削除となった項目
	国交省新基準に対応する教科の細目

自動車分野 設備の細目 新旧対照 (赤字は修正、削除、青字は追加の語句)

第二種自動車系 自動車車体整備科															
現行(H29年度)				R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)				見直しの理由							
種別	名称	摘要	数量				種別		名称	摘要	数量				
			高等学校卒業者等		中学校卒業者等						高等学校卒業者等		中学校卒業者等		
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合					30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	
建物その他の工作物	教室		60 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	60 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	建物その他の工作物	教室		60 ↓ 80 m <sup>2</sup>	100 ↓ 130 m <sup>2</sup>	80 ↓ 100 m <sup>2</sup>	130 ↓ 150 m <sup>2</sup>	・電子・電気系に揃える。	・訓練が安全に実施できるため ・教材や機器の仕様が変化するため
	実習場		700 m <sup>2</sup>	900 m <sup>2</sup>	700 m <sup>2</sup>	900 m <sup>2</sup>	実習場	二輪車置き場、整備場も含む	700 ↓ 800 m <sup>2</sup>	900 ↓ 1000 m <sup>2</sup>	700 ↓ 800 m <sup>2</sup>	900 ↓ 1000 m <sup>2</sup>	・自動車の低床化やEV化によりリフトを増設と二輪整備場のため100m <sup>2</sup> 増加。	・効果的な訓練の実施のため ・教材や機器の仕様が変化するため	
	完成検査場		100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	完成検査場		100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>			
	充電室	換気装置を含む。	10 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>	10 m <sup>2</sup>									
	空気圧縮機室		7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>									
	工具室		25 m <sup>2</sup>	33 m <sup>2</sup>	25 m <sup>2</sup>	33 m <sup>2</sup>									
	更衣室		25 m <sup>2</sup>	38 m <sup>2</sup>	25 m <sup>2</sup>	38 m <sup>2</sup>									
	危険物貯蔵倉庫	消防法の条件を備えること。	7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>	7 m <sup>2</sup>									
	倉庫		80 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	80 m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup>	倉庫		80 ↓ 100 m <sup>2</sup>	100 ↓ 120 m <sup>2</sup>	80 ↓ 100 m <sup>2</sup>	100 ↓ 120 m <sup>2</sup>	・検査機器などの増加のため。	・教材や機器の仕様が変化するため	
	車両置場		120 m <sup>2</sup>	180 m <sup>2</sup>	120 m <sup>2</sup>	180 m <sup>2</sup>									
	リフト		4 式	6 式	4 式	6 式									
	モノレール	ホイス付き。	1 式	1 式	1 式	1 式	モノレール →吊上機器	ホイス付き等	1 式	1 式	1 式	1 式	・R5国交省の表記に合致す。	・国交省の表記に揃える	
	検車設備	ビット式又は検車台	1 式	1 式	1 式	1 式									
	洗車設備	給・排水設備を含む。	1 式	1 式	1 式	1 式									
	排気ガス排出装置		1 式	1 式	1 式	1 式									
排水処理装置	標準形	1 式	1 式	1 式	1 式										
車体修正装置		1 式	1 式	1 式	1 式										
自動車塗装用ブース	普通自動車用作業スペース (4,400×6,880×2,500mm程度)	1 式	1 式	1 式	1 式										
機械	ブレーキ踏力計	0～500N	1 台	1 台	1 台	1 台	機械								
	ガレージジャッキ	1～5t	2 台	2 台	2 台	2 台	ガレージジャッキ	1～5t→1t以上	2 台	2 台	2 台	2 台	・摘要修正。	・教材や機器の仕様が変化するため	
	ミッションジャッキ	0.8t	3 台	5 台	3 台	5 台	ミッションジャッキ	0.8t	3 台	5 台	3 台	5 台	・摘要削除。	・教材や機器の仕様が変化するため	

現行(H29年度)							R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)							見直しの理由	
種別	名称	摘要	数量				種別	名称	摘要	数量					
			高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等					高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等			
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
							二輪車用リフト	スタンドも可	必要数	必要数	必要数	必要数	・二輪車の実習に使用。 ・R5国交省の基準に追加された。	・カリキュラムが変更になったため	
							リジッドラック		必要数	必要数	必要数	必要数	・ジャッキによる事故を防ぐため。 ・R5国交省の基準に追加された。	・訓練が安全に実施できるため	
	オイルバケットポンプ	容量18ℓ	1台	1台	1台	1台	<del>オイルバケットポンプ</del> →給油器具	容量18ℓ→オイルバケットポンプ等	1台	1台	1台	1台	・R5国交省の表記に合わず ・18ℓに限定しない。	・国交省の表記に揃える	
	オイルチェンジャ	容量18ℓ	1台	1台	1台	1台	オイルチェンジャ	容量180以上	1台	1台	1台	1台	・180以上とする。	・教材や機器の仕様が変化したため	
	シャールシリブリケータ		1台	1台	1台	1台	<del>シャールシリブリケータ</del> →給脂器具	シャールシリブリケータ等	1台	1台	1台	1台	・R5国交省の表記に合わず。 ・摘要追加	・国交省の表記に揃える	
	温水ワッシャ	スチームクリーナを含む。	1台	1台	1台	1台	温水ワッシャ →洗車機器	スチームクリーナ等	1台	1台	1台	1台	・R5国交省の表記に合わず。 ・摘要修正	・国交省の表記に揃える	
	部品洗浄機	35w、50w	1台	1台	1台	1台	部品洗浄機 部品洗浄槽	35w、50w	1台	1台	1台	1台	・部品洗浄機より洗浄槽が妥当の	・国交省の表記に揃える	
	き裂探傷器	磁気式又は浸透式	1台	1台	1台	1台									
	スピードメータテスト		1台	1台	1台	1台									
	ラジエータキャップテスト	0~200KPa	1台	1台	1台	1台									
	ブレーキテスト		1台	1台	1台	1台									
	ヘッドライトテスト	車検用、自動式	1台	1台	1台	1台									
	ホイールアライメントテスト		1台	1台	1台	1台	ホイールアライメントテスト →四輪アライメントテスト		1台	1台	1台	1台	・R5国交省の表記に合わず。	・国交省の表記に揃える	
							トーインゲージ		必要数	必要数	必要数	必要数	・R5国交省の基準で追加。	・カリキュラムが変更になったため	
							キャンパキヤスタキングピンゲージ	四輪アライメントテストを有する場合は不要	必要数	必要数	必要数	必要数	・R5国交省の基準で追加。	・カリキュラムが変更になったため	
							ターニングラジラスゲージ		必要数	必要数	必要数	必要数	・R5国交省の基準で追加。	・カリキュラムが変更になったため	
	ホイールバランス	普通車又はトラック用	1台	1台	1台	1台									
	サイドスリップテスト	車検用	1台	1台	1台	1台	サイドスリップテスト	車検用、四輪アライメントテストを有する場合は不要					・R5国交省の基準に追加されたので適用を追加。	・カリキュラムが変更になったため	
	ブレーキ倍力装置テスト	携帯用	1台	1台	1台	1台	<del>ブレーキ倍力装置テスト</del>	携帯用	±台	±台	±台	±台	・現在の車両整備には使用しないため、削除。 ・R5国交省通達で削除。	・カリキュラムが変更になったため	
	オパシメータ	光透過方式	1台	1台	1台	1台									

現行(H29年度)							R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)							見直しの理由	
種別	名称	摘要	数量				種別	名称	摘要	数量					
			高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等					高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等			
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
自動車	自動車	教材用各種	10台	15台	10台	15台	自動車	教材用各種(HV車等含む)(電動車等含む)	10台	15台	10台	15台	EV対応のため。	・教材や機器の仕様が変化したため	
							二輪車		必要数	必要数	必要数	必要数	・二輪車の整備を明確にするため。	・カリキュラムが変更になったため	
タイヤ交換機	タイヤ交換機	リム径10~20インチ程度	1台	1台	1台	1台	タイヤ交換機	リム径10~ <del>20</del> 23インチ程度	1台	1台	1台	1台	・大型化に対応するため20インチを23インチへ修正。	・教材や機器の仕様が変化したため	
卓上ボール盤	卓上ボール盤	穴あけ能力13mm	2台	3台	2台	3台									
両頭グラインダ	両頭グラインダ	といし外径150~305mm	2台	3台	2台	3台									
エア又は電気式ディスクグラインダ	エア又は電気式ディスクグラインダ	といし外径100~180mm	5台	8台	5台	8台									
プレス	プレス	35t	1台	1台	1台	1台	プレス	<del>35t</del> 15t程度	1台	1台	1台	1台	・大きすぎて扱いづらいので修正。	・教材や機器の仕様が変化したため	
赤外線乾燥スタンド	赤外線乾燥スタンド	250W×24球	2台	3台	2台	3台	赤外線乾燥スタンド	<del>250W×24球</del>	2台	3台	2台	3台	・乾燥方式の変更により摘要削除	・教材や機器の仕様が変化したため	
充電器			1台	1台	1台	1台									
EV用充電機	EV用充電機	(実技訓練指導時にEV車を使用する場合)	1台	1台	1台	1台									
交流アーク溶接機	交流アーク溶接機	20kVA(安全防止装置、安全ホルダ、ヘルメット、その他付属品を含む。)	3台	5台	3台	5台	交流アーク溶接機	<del>20kVA(安全防止装置、安全ホルダ、ヘルメット、その他付属品を含む。)</del>	3台	5台	3台	5台	・仕様変更のため摘要削除。	・教材や機器の仕様が変化したため	
点溶接機	点溶接機	3.5kVAコンデンサ形	1台	1台	1台	1台	点溶接機	<del>3.5kVAコンデンサ形</del>	1台	1台	1台	1台	・仕様変更のため摘要削除。	・教材や機器の仕様が変化したため	
炭酸ガスアーク溶接機	炭酸ガスアーク溶接機		2台	3台	2台	3台	炭酸ガスアーク溶接機		2台	3台	2台	3台	・溶接法が増えたため修正。 ・R5国交省の表記に合致。	・教材や機器の仕様が変化したため	
							スタッド溶接機		3台	5台	3台	5台	・車体の凹みの修正に使用のため	・教材や機器の仕様が変化したため	
真空掃除機	真空掃除機	1kW	1台	1台	1台	1台	真空掃除機	<del>1kW</del>	1台	1台	1台	1台	・真空や1kwにこだわらない。	・教材や機器の仕様が変化したため	
ハンドドリル	ハンドドリル	ドリル径13mm	5台	8台	5台	8台	ハンドドリル	ドリル径 <del>13mm</del> 10mm	5台	8台	5台	8台	・13mmは相当トルクが掛かるため	・教材や機器の仕様が変化したため	
空気圧縮機	空気圧縮機	0.4~11kw	1台	1台	1台	1台	空気圧縮機 →エアコンプレッサ	<del>0.4~11kw</del>	1台	1台	1台	1台	・R5国交省の表記に合致。	・国交省の表記に揃える	
フロンガス回収装置	フロンガス回収装置		1台	1台	1台	1台									
カークーラーサービスキット	カークーラーサービスキット		1台	1台	1台	1台									



現行(H29年度)							R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)							見直しの理由	
種別	名称	摘要	数量				種別	名称	摘要	数量					
			高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等					高等学校卒業業者等		中学校卒業業者等			
			30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合				30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合	30人を1訓練単位として訓練を行う場合	50人を1訓練単位として訓練を行う場合		
	外部診断機		1台	1台	1台	1台		外部診断機		±6台	±6台	±6台	±6台	・効果的な訓練の実施のため増設	・教材や機器の仕様が変化したため ・効果的な訓練の実施のため
その他	(器具類)						その他	(器具類)							
	作業用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
	自動車用特殊工具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
								エーミング作業用器具類	水準器、ターゲット等	必要数	必要数	必要数	必要数	・電子制御装置の整備のため	・カリキュラムが変更になったため
	仕上げ用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
	板金用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
	塗装用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
	洗浄用工具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
								安全衛生器具類	スポットクーラー、溶接ヒューム対応器具等	必要数	必要数	必要数	必要数	・訓練が安全に実施できるため	・訓練が安全に実施できるため
	(計測器類)							(計測器類)							
	計測器類		必要数	必要数	必要数	必要数									
	(製図器及び製図用具類)							(製図器及び製図用具類)							
	製図機及び製図用具類		必要数	必要数	必要数	必要数									
(教材類)							(教材類)								
カットマシン、模型		必要数	必要数	必要数	必要数										

## 自動車分野 技能照査の基準の細目 新旧対照 (赤字は修正、削除、青字は追加の語句)

第二種自動車系 自動車車体整備科		学科		実技			
現行 (H29年度)		R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)		現行 (H29年度)		R4及びR5基礎研究会見直し(改正通達による見直しを含む)	
系基礎	1	品質管理について知っていること。	<del>品質管理について知っていること。</del> →生産工学について知っていること。 ※教科の内容を表すように修正。	1	簡単な測定作業ができること。	簡単な測定作業ができること。 →測定作業ができること。 ※「簡単な」が不明瞭でふさわしくないため。	
	2	電気及び電子理論について知っていること。		2	簡単な工作作業ができること。	簡単な工作作業ができること。 →工作作業ができること。 ※「簡単な」が不明瞭でふさわしくないため。	
	3	自動車用材料の種類、性質及び用途について知っていること。		3	安全作業及び衛生作業ができること。	安全作業及び衛生作業がよくできること。 ※安全には「よく」を付ける。	
	4	自動車の種類及び型式について知っていること。					
	5	自動車各部の名称、構造及び作動原理について知っていること。					
	6	自動車の付属装置について知っていること。	6自動車の付属装置について知っていること。→削除。 ※付属装置の内容が不明なため。				
	7	電気装置の構造及び機能について知っていること。	7電気装置の構造及び機能について知っていること。 →6電装の構造及び機能について知っていること。 ※電気装置を電装に統一。	系基礎			
	8	機械要素について知っていること。	8機械要素について知っていること。→削除 →7自動車の力学について知っていること。 ※細目が教科の細目に合っていないため。				
	9	機械製図及び電気製図について知っていること。	9機械製図及び電気製図について知っていること。 →8自動車配線図及び自動車部品図について知っていること ※教科の細目の修正に応じて変更。				
	10	燃料及び燃焼について知っていること。	9燃料及び燃焼について知っていること。				
	11	潤滑油潤滑剤の種類及び性能について知っていること。	11潤滑油潤滑剤の種類及び性能について知っていること。 →10潤滑剤の種類及び性能について知っていること。				
	12	安全衛生について知っていること。	11安全衛生についてよく知っていること。 ※安全については「よく」習得する必要がある。				
	13	関係法規について知っていること。	12関係法規について知っていること。				
専攻	1	車わく及び車体の構造、機能についてよく知っていること。	車わく及び車体の構造、機能についてよく知っていること。 →車わく及び車体並びに電子制御装置の構造、機能についてよく知っていること。 ※教科に電子制御装置が追加された。		1	電気装置の整備ができること。	4電気装置の整備ができること。→削除 →1シャシ整備がよくできること。 ※教科の細目に沿うように修正。
	2	車わく及び車体の整備法についてよく知っていること。	2車わく及び車体の整備法についてよく知っていること。→10へ移動することで以下番号の繰り上げ。 →2整備用機械及び器工具の種類、構造、使用法についてよく知っていること。		2	車わく、車体及び付属装置の修理がよくできること。	2車わく、車体及び付属装置の修理がよくできること。→付属装置を削除し、電子制御装置を追加して3へ移動。 →2電装整備がよくできること。に修正
	3	整備用機械及び器工具の種類、構造、使用法についてよく知っていること。	3計測器の種類及び用途についてよく知っていること。		3	シャシの装置について分解、整備ができること。	3シャシの装置について分解、整備ができること。→削除 →3車わく、車体及び電子制御装置の修理がよくできること。 ※教科に電子制御装置が追加された。
	4	計測器の種類及び用途について知っていること。	4エンジン及び付属装置の種類、構造、機能についてよく知っていること。		4	部品の測定及び良否の判定ができること。	4部品の測定及び良否の判定がよくできること。 ※専攻については「よく」を表記する。
	5	エンジン及び付属装置の種類、構造、機能について知っていること。	5シャシの構造及び機能についてよく知っていること。		5	切削及び研削作業による部品の修正ができること。	5切削及び研削作業による部品の修正がよくできること。 ※専攻については「よく」を表記する。
	6	シャシの構造及び機能について知っていること。	6故障診断及び整備法についてよく知っていること。		6	ガス溶接及びアーク溶接ができること。	6ガス溶接及びアーク溶接がよくできること。 ※専攻については「よく」を表記する。
	7	故障診断及び整備法について知っていること。	7溶接法についてよく知っていること。	7	板金加工ができること。	7板金加工がよくできること。 ※専攻については「よく」を表記する。	
	8	溶接法について知っていること。	8金属塗装法についてよく知っていること。	8	金属塗装ができること。	8金属塗装がよくできること。 ※専攻については「よく」を表記する。	

9	金属塗装法について知っていること。	9板金加工及びひずみ取りについてよく知っていること。	9 整備用機械、器具及び計測器の取扱いができること。	<del>9整備用機械、器具及び計測器の取扱いができること。</del>
10	板金加工及びひずみ取りについて知っていること。	<del>10車わく及び車体並びに電子制御装置の整備法についてよく知っていること。</del> ※教科に電子制御装置が追加された。	10 定期点検ができること。	<del>10定期点検ができること。</del>
11	自動車の検査法について知っていること。	11自動車の検査法についてよく知っていること。	11 自動車の修理、整備の見積りができること。	<del>11自動車の修理、整備の見積りができること。</del>
12	顧客管理法及び修理見積りの仕方について知っていること。	<del>12顧客管理法及び修理見積りの仕方について知っていること。</del> →削除。 ※顧客管理、修理見積は教科の細目にないため。		→9自動車の検査ができること。 ※教科の細目に沿うように9～11を削除し新たに9を追加。修理、整備の見積りについては、技能照査の細目としては適さない。
13	車検、登録等の手続きについて知っていること。	<del>13車検、登録等の手続きについて知っていること。</del> →12車検等の手続きについてよく知っていること。 ※登録を削除。		